

第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～（素案）

パブリック・コメント実施要項

施策の案の名称	第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～（素案）
実施の目的	第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～（素案）の内容について、広く市民のみなさんのご意見を聴くため
担当部署	環境生活部 人権推進課 男女共同参画室
施策の案及び関連資料	第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～（素案）
閲覧方法及び閲覧場所	(1) 市ホームページ (2) 環境生活部人権推進課（本庁舎2階） (3) 情報公開・個人情報保護担当窓口 （本庁舎1階情報閲覧コーナー・各総合支所地域政策課窓口） (4) 各支所
閲覧できる時間	(2)から(4)まで 市役所開庁日の8時30分から17時15分まで
意見提出期間	令和6年11月8日（金曜日）から12月9日（月曜日）まで
意見提出先及び提出方法	(1) 環境生活部人権推進課への書面提出 (2) 郵送による提出 【送付先住所】 〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市役所 環境生活部人権推進課男女共同参画室 ※当日消印有効 (3) ファックスによる提出 【ファックス番号】0834-22-8243

	<p>(4) 電子メールによる提出</p> <p>【メールアドレス】 jinken@city.shunan.lg.jp</p> <p>※電話では受け付けできませんのでご了承ください。</p> <p>なお、何らかの事情により文書でのご意見の提出が困難な場合には、お問い合わせください。</p>
意見を提出できる方	<p>(1) 周南市にお住まいの方</p> <p>(2) 周南市内の事務所又は事業所に勤務されている方</p> <p>(3) 周南市内の学校に在学されている方</p> <p>(4) 周南市に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体</p>
意見を提出する際に必要となる記載事項	<p>(1) 計画の案の名称</p> <p>(2) 計画の案に対する意見</p> <p>(3) 住所（法人その他の団体は所在地）</p> <p>(4) 氏名（法人その他の団体は名称及び代表者名）</p> <p>(5) 連絡先（電話番号、メールアドレス等）</p> <p>※ご住所が周南市外の個人で、市内に通勤、通学されている方、市内で事業を営まれている方は、勤務先名、学校名または事業所名をご記入ください。</p> <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。</p> <p>（意見を提出する際の必要記載事項が記載してあれば、自由な形式で提出いただいても構いません。）</p>
提出された意見及び市の考え方の公表方法	<p>(1) 提出された意見を十分検討して、第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～の策定を行います。</p> <p>(2) 提出された意見の概要及び市の機関の考え方を公表します。</p> <p>ただし、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）第7条に規定する不開示情報に該当する</p>

	<p>ものは除きます。</p> <p>(3) 公表方法については、市ホームページ等で公表します。</p> <p>(4) 公表時期は、令和7年1月以降を予定しています。</p> <p>※ 住所、氏名などの個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、公表しません。</p> <p>※ 意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。</p>
委任	<p>この要項に定めるもののほか、パブリック・コメントの実施に関して必要な事項については、市長が別に定めます。</p>
実施時期	<p>この要項は、令和6年11月8日から実施します。</p>
問い合わせ先	<p>〒745-8655</p> <p>山口県周南市岐山通1丁目1番地</p> <p>周南市役所 環境生活部 人権推進課 男女共同参画室</p> <p>電話 0834-22-8205 FAX 0834-22-8243</p> <p>Mail jinken@city.shunan.lg.jp</p>